

内部監査高度化に向けた認識と取組状況

日本少額短期保険協会

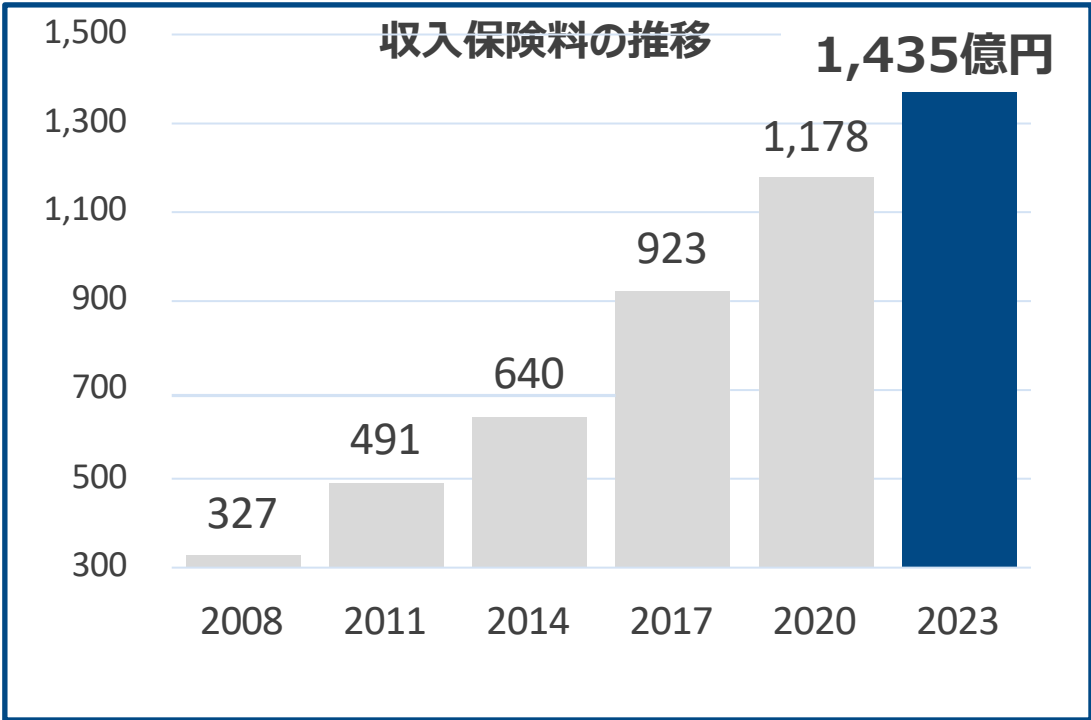
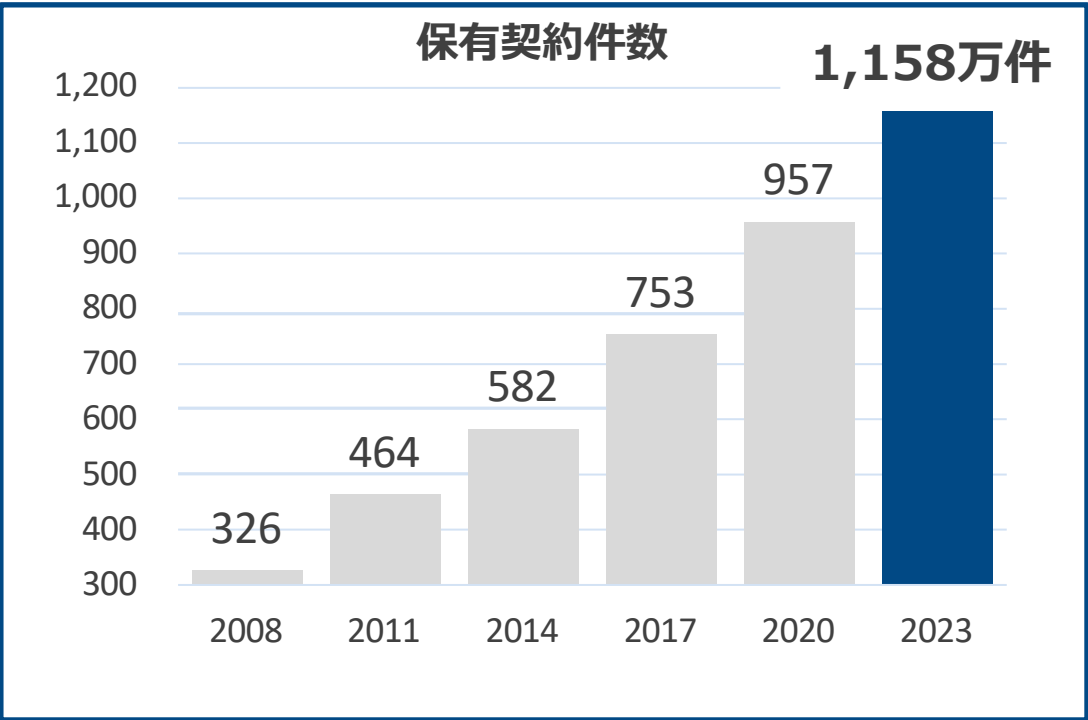
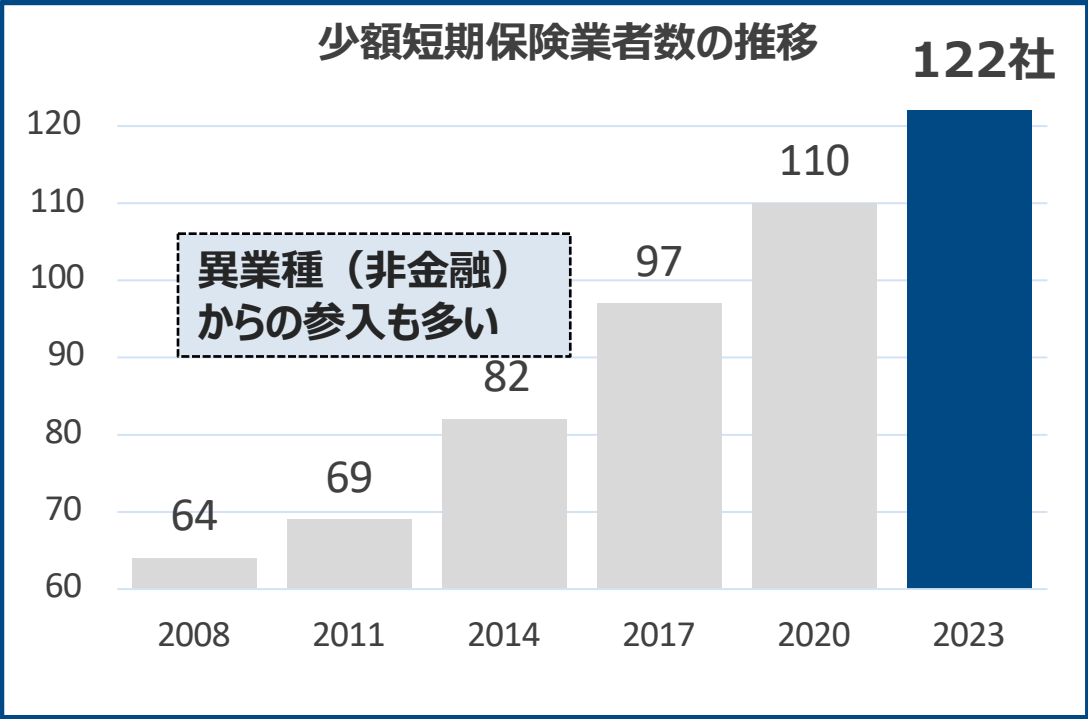
2025年3月19日

少額短期保険業界の概要

少額短期保険の前身の事業者は、従来「根拠法のない共済」と呼ばれていたが、2005年5月2日公布「保険業法の一部を改正する法律」（2006年4月1日施行）により、保険業法下で事業を行うことになった。

1. 少額短期保険の業界規模

※2008年が協会の統計開始初年度



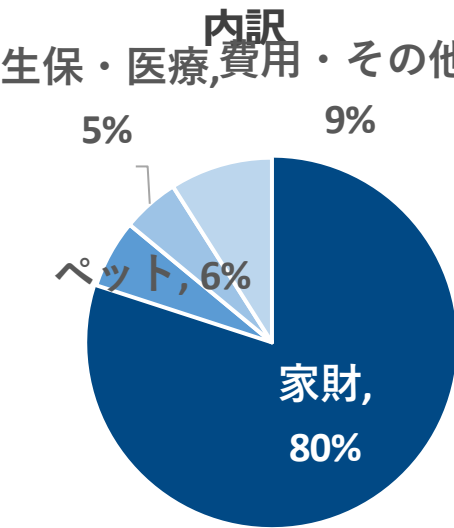
2. 保険種目毎の会社数の推移と保有契約件数・収入保険料・占有率（2023年度）

年度／会社数	2008年	2011年	2014年	2017年	2020年	2023年
家財	25	28	35	46	51	54
生保・医療	28	28	32	31	30	33
ペット	7	6	9	9	9	9
費用	4	7	6	11	20	26
合計	64	69	82	97	110	122

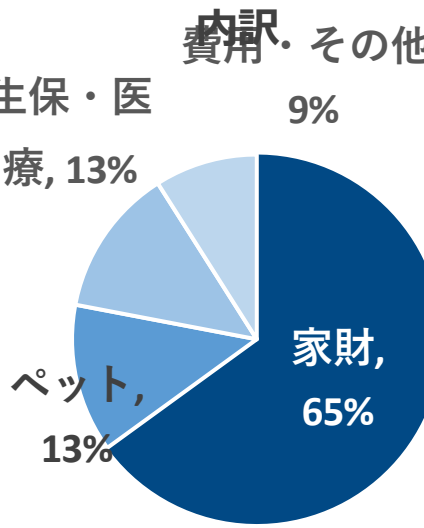
	保有契約件数 (万件)	収入保険料 (億円)
家財	909	906
生保・医療	56	188
ペット	68	206
費用・その他	123	133

保険種目別内訳

保有契約件数の種目別内訳

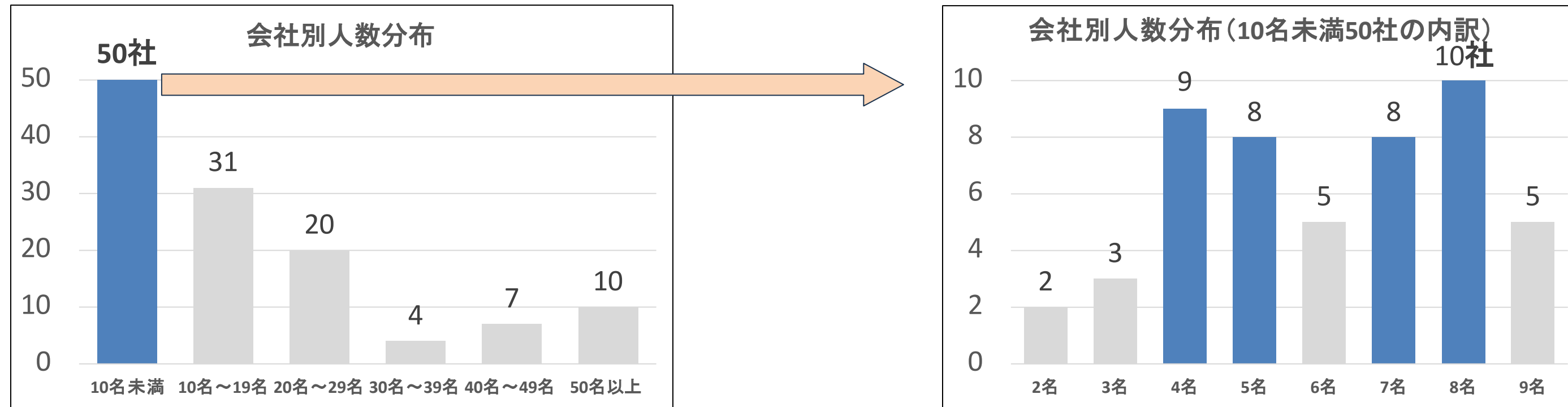


収入保険料の種目別内訳



少額短期保険業界の概要

3.会社別人数分布（2023年度）



少額短期保険業者の人員（役員を含む）別の社数分布を見ると少人数で運営している会社数が多い。全体平均は、1社あたり「20.2名」であるものの、10名未満の会社は50社と全体の41%を占めており、20名未満の会社は81社と全体の2/3を占めているのが実情。

一方、組織を構成する上では、内部監査部門とともに、保険金等支払管理部門、財務管理部門、リスク管理部門のそれぞれに知識を有する者を配置する必要があり、限られた人材の中での対応が求められている。

少額短期保険業界の内部監査高度化に向けた取り組み

1.現状認識(2025年2月28日)

少額短期保険業界の内部監査高度化に向けた現状は、業界全体としては「第一段階から第二段階への中間」に位置付けられると認識しております。

異業種（非金融）からの参入も相次ぐ中、更なる高度化に向けて、まずは少額短期保険業者（以下、「少短業者」と言います。）の規模や特性に見合った内部監査の定着化が最優先と認識しております。

2.当協会の内部監査高度化へ向けた取り組み

日本少額短期保険協会（以下、「当協会」と言います。）の第2次中期計画（2024年度が最終年度）の中で、ガバナンスおよびコンプライアンスの強化を掲げ、内部監査はその中心と位置付けております。

- < 1 > 内部監査勉強会の実施（2024年10月30日） 89社216名（うち代表取締役45名）が参加
 - ①検査指摘事例にみる内部監査体制の構築等について（関東財務局審査業務課長様による講演）
 - ②内部監査の基本～内部監査の手順～（当協会事務局）
 - ③個社の取り組み事例の発表〔2社〕（少短業者の内部監査責任者）
- < 2 > 関東財務局による検査講演会の実施（2025年1月13日） 115社229名が参加
最近の主要な検査事例（53例）、うち内部監査に係る事例（8例）

少額短期保険業界の内部監査高度化に向けた取り組み

＜3＞監査役研修会の実施（2022年12月19日） 110社266名が参加

①少短業者における監査役の機能発揮と留意すべきポイント（弁護士による講演）

②少短業者の経営者、監査役による実践例の発表

＜4＞自主点検チェックリストの実施

少短業者は、年1回（可能であれば2回以上）、自主点検チェックリスト（当協会作成の自社ガバナンス態勢チェックツール）を活用して自主点検を実施

以上＜1＞から＜4＞の終了後、当協会は参加者アンケートを行い、各少短業者の実施状況（＜4＞監査の実態や自主点検の実施等）の確認のほか、回答内容を分析し今後の取り組みプログラムの参考にしております。

【参考】自主点検チェックリスト（一部抜粋）

自主点検チェックリスト 全編（2024年改訂版）							
		指針 改正 …色の濃い項目は、前回のチェックリストでは記載のなかった、新たな注目項目です (「新重要項目」のシートには、この新たな注目項目を抽出しています。)					
		指針 改正 …色の薄い項目は、前回のチェックリストでも言及があった注目項目です					
番号	注目 項目	経営層 (自社の実際の担当 部門名に書き換えて 使用すること)	チェック項目(具体的着眼点)	経営層以外 (自社の実際の担当 部門名に書き換えて 使用すること)	チェック項目(具体的着眼点)	確認すべき資料 (自社の資料名に書き換えて使用すること)	評価 ○△×
内部監査部門の機能発揮							
9	近年 注目	取締役 取締役会	取締役会は、内部監査担当者を適切に配置し、また、監査担当者としての資質向上に向けた教育を行っているか。	担当部門 責任者	内部監査担当者は、監査方針・監査計画を実行するための十分な要員配置となっているか。 また、担当者の資質向上に向けた教育は行われているか。	・内部監査人への研修状況	
10	近年 注目	取締役 取締役会	取締役会は、適切な内部監査を実施するための規程等を整備するよう、内部監査部門へ指示しているか。	担当部門 責任者	内部監査に関する規程等を整備し社内にも共有・周知を行っているか。	・委員会・取締役会議事録 ・内部監査規程、 ・内部監査実施要領 ・代理店監査規程 ・代理店監査実施要領	
11	近年 注目	取締役 取締役会	取締役会は、内部監査担当部門に内部監査規程等に基づく年間監査計画を策定させ、監査項目等を検討の上、それを承認しているか。	担当部門 責任者	内部監査部門責任者は、内部監査規程等に基づき年間監査計画を策定し、監査項目を検討して取締役会へ報告を行っているか。	・委員会・取締役会議事録	
12	近年 注目	代表取締役 取締役会	代表取締役は、内部管理態勢検証のため内部監査部門の監査実績を取締役に報告させているか。 取締役会は、監査実績を踏まえ、内部監査部が有効性・実効性ある監査を行っていることを確認しているか。	担当部門 責任者	監査方針・監査計画に基づいた監査を実施し、問題点の分析等を行った上で定期的に取り締役に報告しているか。	・内部監査規程、 ・内部監査実施要領	

少額短期保険業界の内部監査高度化に向けた取り組み

3. 課題と対応方針

- ・アンケート結果からは、内部監査（特に保険業務に関する内部監査）経験者が非常に少なく、また、人材育成が困難であるという「人材の問題」が顕在化しております。
- ・少額短期保険に関する法規制等も一要因として組織規模が小さいため「監査業務に精通した専任人材」を配置し難いという構造的な問題が根底にあると考えられます。
- ・しかしながら、少短業者の規模と特性に見合う実効的な内部監査体制を構築し、適正な監査を実践するとともに監査の更なる高度化に取り組んでいくことが必要と認識しております。

以上



Appendix

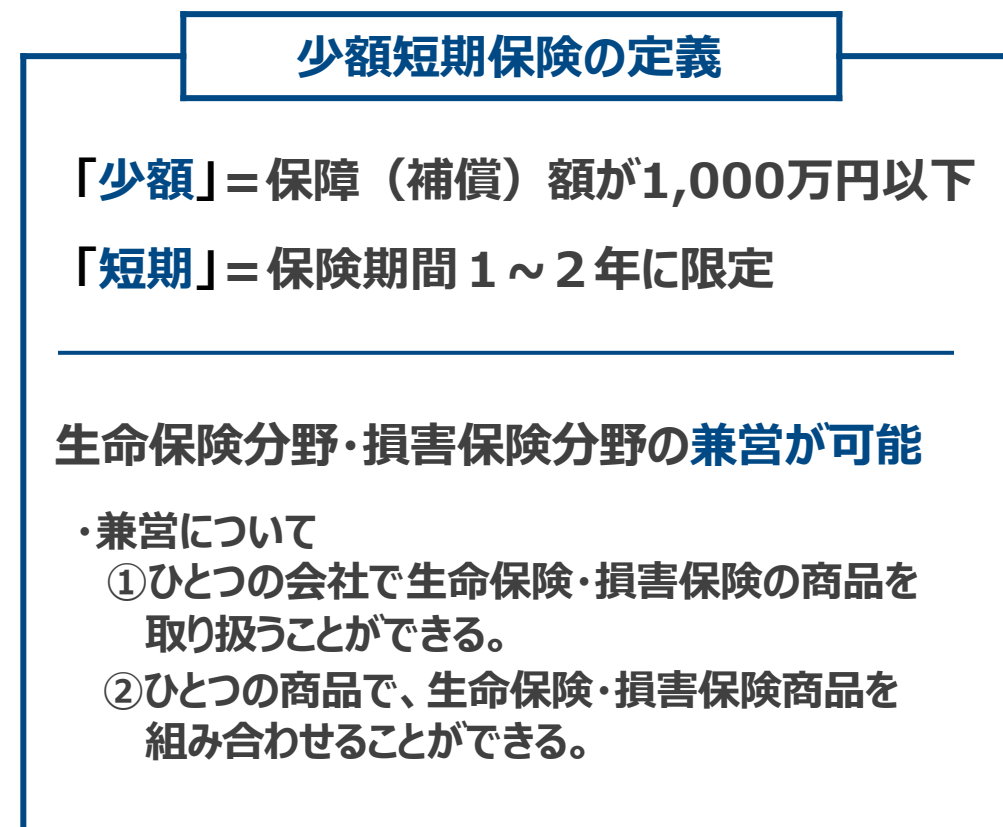
**参考資料として、少短法制化の際の背景や位置づけ
各種規制等をまとめました。**

- ・少額短期保険の定義、法的位置づけ
- ・制度設立経緯と規制

少短の定義と法的位置づけ

1. 少額短期保険の定義

少ない保険金額と短い保険期間のみで商品開発ができる新しい保険の業態



上記定義の保険商品のみを取り扱う保険会社を

少額短期保険業者と規定された。

2. 少額短期保険の法的な位置づけ

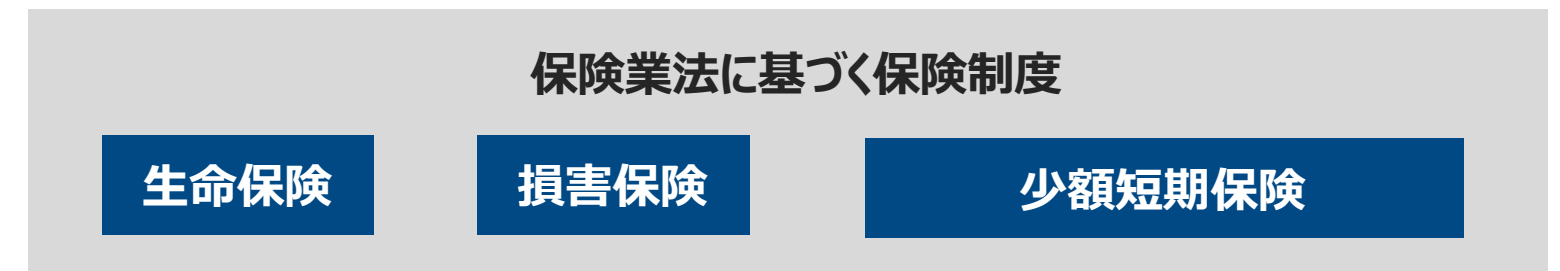
少額短期保険が法制化される以前の事業者は、従来「根拠法のない共済」と呼ばれ、共済事業を営んできた。

2005年5月2日公布の「保険業法の一部を改正する法律（2006年4月1日施行）により、保険業法下で事業を行うこととなった。

■ 2006年4月まで



■ 2006年4月1日以降

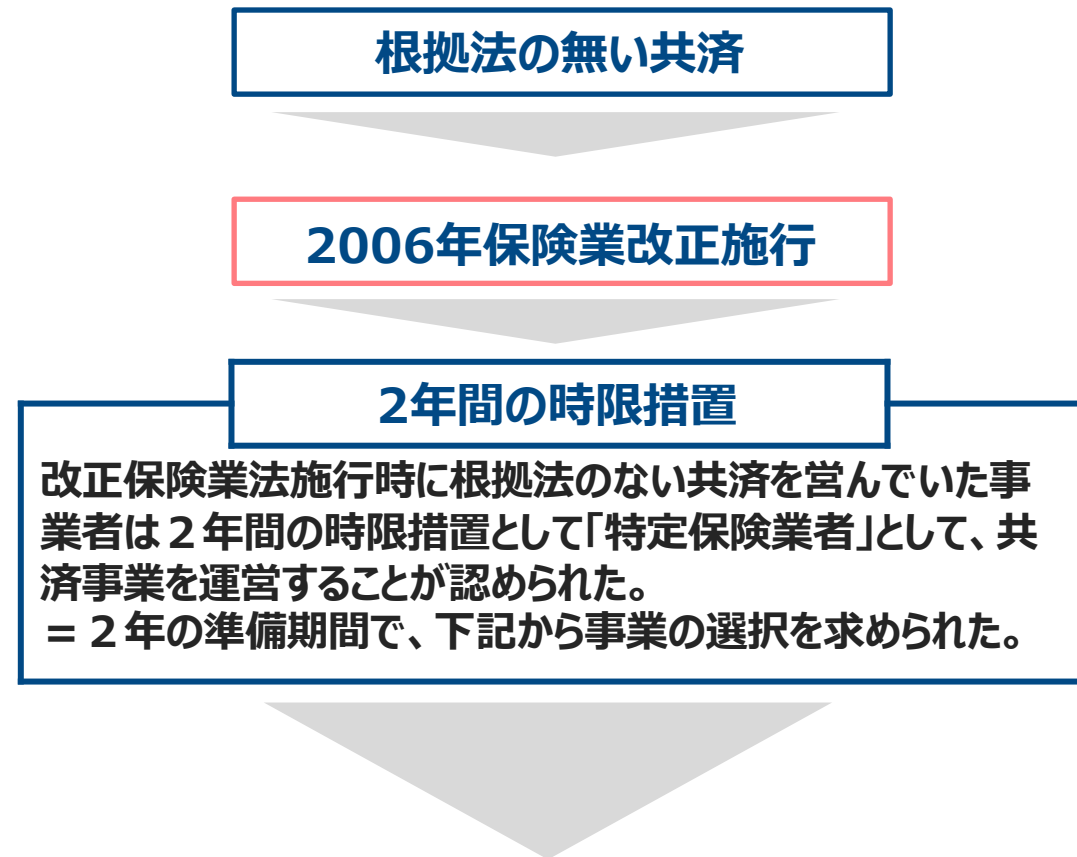


参考：法律に基づく共済

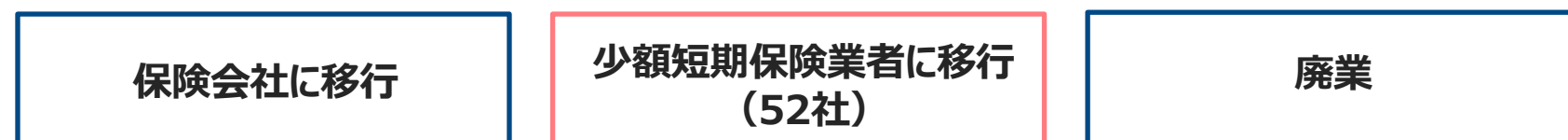
保険業法に基づかない他法令を根拠する共済として「制度共済」が存在している。
例えば農林水産省の「農業協同組合法」を根拠としているJA共済や
厚生労働省の「消費生活協同組合法」を根拠としている都道府県民共済など。

制度設立経緯と規制

3. 制度設立までの経緯



- 時限措置(2006年4月～2008年3月末) 終了後の根拠法のない共済 事業者に求められた選択肢



当時420を超える根拠法のない共済を営んでいる事業者は存在したが、最終的に少額短期保へ移行した事業者は52社のみとなり、ほとんどの共済事業者は規模縮小や廃業等を選択した。

4. 少額短期保険業の由来と主な規制

- 少短制度検討時の「金融審議会」における「少額」と「短期」を方向づける議論

少額	販売ロットの小ささや特殊なリスクの把握の問題等のために、保険会社が必ずしも提供しない商品を提供する等の特定のニーズに対応した商品提供の担い手としての役割
短期	契約者側も長期の契約継続を前提としておらず、事業者の破綻等の場合に生じる損失が限定されるのであれば、契約内容や事業者の財務状況についての適切な情報開示が行われることを前提に契約者などの自己責任を問うことも可能であること。

- 上記の議論から導かれた「少額」と「短期」に係る規制

少額	短期
生命保険：300万円以内 医療保険：80万円以内 重度障害保険：300万円以内 特定重度障害保険：600万円以内 傷害死亡保険：300万円以内 損害保険：1,000万円以内 低発生率保険：1,000万円以内	生命保険、傷害疾病保険 (第三分野の保険) ⇒ 1年 損害保険 ⇒ 2年